空軍 MLC・IHA 従業員倫理規定

STANDARDS OF ETHICAL CONDUCT FOR AIR FORCE MLC/IHA EMPLOYEES

下記の規定は、空軍の全 MLC および IHA 従業員に適用されます。軍に対する社会的信頼を維持するため、従業員の皆さんは次に挙げる倫理規定を熟読し遵守してください。この規定に違反する行為があると認められた従業員は、解雇を含む適切な懲戒処分を受けるものとします。

従業員としての自覚を持って職務を遂行する。個人的利益よりもまず職場の規則を守り、倫理観をもって誠実に職務にあたらなければならない。

従業員は職務に関する情報を不正に利用したり、利用して金銭的利益を得ようとしてはならない。

従業員は、軍と事業取引を得ようとしている、あるいは現在行っている、または、謝礼および供応を受けることが従業員の業務遂行に影響を及ぼすと考えられる個人・団体から、いかなる謝礼及び金銭的価値のある品物を受領したり要求してはならない。

従業員は業務遂行のため真摯に努力する。

従業員は、許可のない行動を故意に、あるいは、軍に背くような行動をしてはならない。

個人の利益・利得のために軍の施設を使用してはならない。

従業員は公正に行動し、ある特定の団体あるいは個人を優先的に待遇してはならない。

従業員は軍の所有物を保護し、公務にのみ使用する。

従業員は、物品の浪費、不正使用、濫用、破壊を適切な機関に報告する。

従業員は、軍の職務と責任に抵触するような外部の業務（求職を含む）および活動にかかわってはならない。

従業員は、法律に定められている義務と責任を誠実に果たさなければならない。

従業員は、人種、肌の色、宗教、性別、出身国、年齢、障害の有無などにかかわることなく機会の均等を定めている法律および規定を遵守しなければならない。

従業員は、法律またはこの倫理規定に抵触する疑いを起こさせるような行動をとらないよう、努力しなければならない。

従業員は、自分より高い職位にある個人に対して、直接的にせよ間接的にせよギフトを贈ったり、贈るための寄付金を集めたりしてはならない。また、自分より低い給料を得ている個人からも、直接的にせよ間接的にせよギフトを受け取ってはならない。ただし、飲食物など他の従業員たちと分け合える物品および、結婚祝い、病気見舞い、出産祝い、退職祝いなど、特別な場合の自発的な小額の寄贈金品はこの限りではない。

Supersedes 5AFVA 36-1, 20 September 1996
OPR: 5 AF/DPC (T. Mori)
Distribution: F

5 AFVA 36-1
12 May 2005